

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した随時監査に係る監査結果を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年3月23日

国立市監査委員 庄 司 雅

国立市監査委員 藤 田 貴 裕

## 随時監査結果報告書

## 1 随時監査

(1)種類

地方自治法第199条第1項及び第5項

- (2)概要
  - ① 実施期間

ア 事前調査

令和3年3月1日(月)から令和3年3月12日(金)まで

イ 実 施

令和3年3月22日(月)

② 対象部局

子ども家庭部子育て支援課

- (3) 対象事項及び範囲
  - ① 対象事項

ア 令和2年度国立市一般会計(歳出)

母子・父子・女性福祉資金貸付システムハードウェア購入

(2月16日支払分)

予算科目 03.01.01.17.(02)

支 出 額 5,280,000 円

② 対象範囲

ア 財務に関する事務の執行等

イ 一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

- (4) 手続き
  - ① 実施通知 令和3年3月1日(月)
  - ② 資料提出期限 令和3年3月9日(火)
  - ③ 事 前 調 査 事務局による調査(前記のとおり)
  - ④ 実 施 監査委員による監査(前記のとおり)

ア 国立市監査基準に則り、先に提出された資料に基づき、監査対象部局より 対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

- (5) 監査の着眼点
  - ① 共通事項

ア 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

- イ 予算の執行の手続きは適正か。
- ウ 決裁は、定められた手続きを経ているか。
- ② 個別事項
  - ア 契約行為は決められた手続きを経ているか。
  - イ 機種の選定は妥当か。
  - ウ機器の納入時期は適切か。
  - エ 支払いは適正な時期に行われているか。

## (6) 結果

- 概 評 対象事項を監査した結果、良好であった。
- ② 個別事項
  - ア 指摘事項 なし
  - イ 要望事項 なし

以上